

【韓国】「わかりやすい法令」と「量刑基準」—裁判員制度の条件整備

海外立法情報課・白井 京

* 韓国版裁判員制度ともいわれる国民参与裁判がはじまって1年半。この国民参与裁判と併行して現在進行中なのが、「わかりやすい法令づくり」のための膨大な法改正と、「量刑基準」の導入である。これら2つは国民参与裁判と同様に「国民の(ための)司法」を目指す司法改革の一環であるが、国民参与裁判の円滑な運営のための条件が整備されるメリットもある。

韓国版裁判員制度の導入から1年半後の評価

韓国では、2008年1月から市民が刑事裁判に参加する国民参与裁判制度が開始されている。この制度は国民の司法参加を目指して導入されたもので、陪審制と参審制を組み合わせた韓国独自の制度である。日本と同様に対象事件は重大犯罪（殺人、強盗等）の刑事裁判の第一審であり、陪審員は一般国民から無作為で選ばれる。一方で、日本では裁判員による裁判を被告人が拒否できないが、韓国では憲法上の規定から被告人が国民参与裁判か裁判官のみによる裁判かを選択できるなど、異なる点も多い。

この国民参与裁判に対する現在の評価は、どのようなものだろうか。

『法律新聞』が2008年12月末に行った総括では、心配されていた陪審員候補者の参加率は想定以上に高く、満足度・理解度も高かった。しかし、被告人が国民参与裁判を選択する率が低く、対象事件のうち5.5%程度しか国民参与裁判は選択されておらず、2008年1年間で実施されたのは60件、2009年は1～5月で26件と、当初の想定件数（1年あたり100～200件）に達していない。また、国民参与裁判での第一審判決後に検察が控訴する率も高いと指摘されている。

2009年6月1日には、国民参与裁判の件数を増やすべく、大法院（日本の最高裁に相当）の規則改定により対象事件の幅が拡大された。関係者は、国民参与裁判制度が施行後に再検討される予定であるため、件数を増やし事例を集めたいと述べている。『法律新聞』は、同日の社説において、迅速に活性化対策を打ち出すべきと指摘しており、現状のように費用対効果が低い状況では廃止も考慮すべきと述べている。

「わかりやすい法令づくり」事業

国民参与裁判と同様に、「国民の(ための)司法」を目的として行われている事業の1つが、「わかりやすい法令づくり」である。

現在の韓国では漢字教育を受けていない世代も多い。しかし歴史的経緯から、法令には日本の法律用語をそのままハングル化したものが多く、漢字も多く使用されている。そのため、法制処（日本の内閣法制局に相当）は、義務教育を終えた者であれば誰でも理解できる法律を目指して、2000年から法令を新規に制定または全文改正する際に、全ての条文をハングル化してきた。さらに、5か年計画（2006～2010年）で1200

件前後の現行法全てを改正し整備する「わかりやすい法令づくり」事業が開始され、2006年には63件、2007年には216件の改正案が国会に提出され、計182件が可決された。2008年には229件の改正法案が提出され、2009年4月現在150件が可決・公布されている。

具体的には、法律表記を原則的にハングル化したうえで、ハングルだけでは混同される可能性のある単語は括弧内に漢字を示している。難しい漢字語は、わかりやすい固有語に変更（例：還付する→かえす、損壊する→こわす）し、日本語由来の単語については韓国語として自然な形に変更している（例：立会人→証人として参与する人、諸般・一切の→全ての）。また、縮約してわかりにくい単語を元の形に直す作業も行っている（例：記帳する→帳簿に記録する）。その他、語順を調整し、複雑な文章を全体的に自然な文章に再構成するなどの改正がなされている。

量刑基準(ガイドライン)の設定

上記2点とともに「国民の(ための)司法」を目指して行われている改革の1つが、量刑基準の設定である。量刑基準とは、刑法に定められている法定刑とは別に、犯罪の類型別に予め量刑を定めておき、その範囲内で裁判官が刑を宣告するものである。その背景には、同じ情状の同種の事件でも裁判官や被告人によって全く異なる判決が下されているという現状と、犯罪者に対し厳罰を求める声が高まっていたことがあげられる。

2007年1月に公布された法院組織法改正法により、大法院に「量刑委員会」が設置され、法官(裁判官)は量刑委員会の決定した量刑基準を尊重するよう定められた。法的な拘束力はないが、基準から外れる判決を下す際には理由の記載が求められる。

2007年4月に設置された量刑委員会は、2004～06年の間に判決が確定した4万3千件の刑事事件を分析し、殺人、賄賂、性犯罪、強盗、横領・背任、偽証・誣告等の8種の犯罪についての量刑基準を策定した。基準の設定には、まず個々の犯罪の特性による類型を定め、類型ごとに刑量の範囲を細分化した。量刑に影響を及ぼす要素を「減刑」「過重」因子等に区分し、量刑に反映させるよう定めている。この基準は、2009年7月1日以降に起訴される事件を対象に適用される予定である。

今回定められた量刑基準は、特に背任や横領等の「ホワイトカラー犯罪」に対する判決が甘すぎるという国民の不信を反映し、判事の裁量範囲を大幅に縮小する一方、刑量を増加させた。これにより、利得額が50億ウォン(約3億8千万円)以上である場合、基本的に実刑が宣告される。また、賄賂や性犯罪の場合にも、刑量範囲が一律に1～3年ずつ増やされ、厳罰化を要求する世論にこたえた。

「わかりやすい法令づくり」と「量刑基準」は、それ自体が司法の透明性を高め、「国民の(ための)司法」を目指す改革の一環であるが、これらの改革の結果が国民参与裁判の環境整備として資するところは大きい。日本の裁判員制度を取り巻く環境の整備において、参考にすべき点は多いだろう。